

資格確認書の交付等に関する Q&A（所属所向け）

1. 資格確認書は誰に交付されますか？

令和 6 年 12 月 1 日以前に共済組合に加入し、令和 7 年 8 月 15 日時点の情報でマイナ保険証利用登録がされていない組合員・被扶養者で、資格確認書が交付されていない方に対し、事前に交付されます（通知 P 1、1（2））。

2. マイナ保険証利用登録済みの方にも資格確認書は交付されますか？

交付されません。資格確認書の交付を希望する場合は、「マイナ保険証の利用登録解除申請書」の提出が必要です（通知 P 2、2 参照）。

3. 資格確認書はいつ発送予定ですか？

令和 7 年 9 月 30 日（火）に発送予定です（通知 P 1、1（1））。

4. マイナ保険証の利用登録をしていないという組合員に、資格確認書が交付されなかったのですが、なぜですか？

御自身で何らかの手続で利用登録をしている方です。医療機関の窓口でマイナナンバーカードを用いて実際に受診されている場合のほか、マイナポイントキャンペーン（※）の際に利用登録の手続を行った等のケースもあるようです。

（※ マイナポイント第 2 弾が令和 4 年 1 月から令和 5 年 9 月までの間に実施され、マイナ保険証の利用登録を行った方は 7,500 円分のマイナポイントを受け取ることができました。）

5. マイナ保険証の利用登録の状況はどうやって確認できますか？

御自身でマイナポータルから確認できます（チラシ P 2 参照）。

なお、共済組合では最新の情報を把握しておりません。共済組合にお問合せいただいても正確なお答えが難しいなど対応に限りがあるため、各自マイナポータルでご確認ください。ようご案内ください。

6. 資格喪失をした方に資格確認書が交付された場合はどうすればよいですか？

通知 P 2、1（5）を参照の上、交換便等で返却をお願いします。

7. マイナ保険証の利用登録の解除申請書を提出した場合、資格確認書はいつ交付されますか？

共済組合に利用登録の解除申請書が届いた時期により、10月上旬～12月上旬以降に交付されます（通知 P 2、2 参照）。

8. 資格確認書は医療機関でどのように使うのですか？

これまでの健康保険証と同様に、医療機関の窓口に提示することで、保険診療を受けることができます。